解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日をもって法人存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十三日

岡山県井原市七日市町一〇番地

財団法人井笠地域地場産業振興センター

代表清算人　瀧本　豊文

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十三日

岡山県岡山市北区幸町九番一号

財団法人「岡山の塔」慰霊奉賛会

代表清算人　岸本　清美

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年二月二十九日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十三日

長崎県五島市中央町六番地一六

特定非営利活動法人市民バスネットワーク五島

清算人　青山　和好

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十三日

群馬県前橋市大手町二丁目九番五号

財団法人群馬県公園緑地協会

代表清算人　田村　一男

解散公告（第三回）

当社は、平成十四年十二月三日旧商法第四〇六条ノ三第一項の規定により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十三日

埼玉県春日部市銚子口七七九番地一

株式会社藤井製材

清算人　藤井　満

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十四年三月十四日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十三日

滋賀県近江八幡市出町四六一番五号

滋賀県自動車厚生年金基金

清算人　竹内　貢

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十四年三月八日京都府知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十三日

京都府南丹市日吉町保野田市野三番地の一

清算法人日吉町土地改良区

代表清算人　仲村　脩

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十三日

山口県萩市大字紫福三四四〇番地一

社団法人ふくえ農業公社

代表清算人　水津　元廣

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十四年三月二十一日高知県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十三日

高知県高岡郡日高村本郷二〇〇番地七

清算法人日下、加茂土地改良区

代表清算人　矢野　忠孝

配当公告

秋田県仙北市角館町岩瀬一七四番地

破産者　株式会社金谷工業

右の者に対する秋田地方裁判所大曲支部平成二十二年（フ）第五〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

一般債権　金三四八、九六八、〇七〇円

優先債権　金四、三三七、八三〇円

一、配当することのできる金額

一般債権　金二九、一一八、二八一円

優先債権　金四、三三七、八三〇円

平成二十四年四月十三日

秋田県横手市中央町六番二六号ＧＯビル二階

破産管財人　弁護士　外山奈央子

配当公告

名古屋市名東区名東本通五丁目一四番地Ｆｉｘ　Ｓｕｎ　Ａｇｅ名東二〇二号、開始決定時の住所名古屋市名東区高間町四六六番地の一

破産者　曾川圭一郎

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十三年（フ）第二五一六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金五三、六四〇、九六七円

一、配当をすることのできる金額

金三一、二一三、四八〇円

平成二十四年四月十三日

名古屋市中区錦一丁目一一番二〇号大永ビル九階

破産管財人　北川ひろみ

第１期決算公告

平成24年3月29日　東京都世田谷区成城六丁目11番4号

株式会社成城石井

代表取締役　原　昭彦

貸借対照表の要旨（平成23年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	13,248,330	流動負債	9,850,061
固定資産		投資損失引当金	21,814
投資その他の資産	40,422,438	その他の負債	9,828,247
繰延資産	63,461	固定負債	21,167,147
		負債合計	31,017,208
		株主資本	22,717,021
		資本金	5,250,050
		資本剰余金	17,249,950
		資本準備金	11,249,950
		その他資本剰余金	6,000,000
		利益剰余金	217,021
		その他利益剰余金	217,021
		純資産合計	22,717,021
資産合計	53,734,230	負債・純資産合計	53,734,230

損益計算書の要旨

（自　平成23年2月22日　至　平成23年12月31日）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	29,177,625
売上原価	18,712,810
売上総利益	10,464,815
販売費及び一般管理費	9,060,579
営業利益	1,404,236
営業外収益	12,530
営業外費用	702,965
経常利益	713,801
特別利益	415
特別損失	25,914
税引前当期純利益	688,303
法人税、住民税及び事業税	31,917
法人税等調整額	439,364
当期純利益	217,021

第30期決算公告

平成24年4月13日

青森県八戸市大字河原木字海岸25番地

シルバーフェリーサービス株式会社

代表取締役　中村　誠

貸借対照表の要旨（平成23年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	137,791
	固定資産	16,969
	合計	154,760
負債及び純資産の部	流動負債	50,463
	固定負債	19,193
	株主資本	85,104
	資本金	30,000
	利益剰余金	55,103
	別途積立金	8,000
	その他利益剰余金	47,103
	（うち当期純利益）	（8,747）
	合計	154,760